

# 一般社団法人 日本釣用品工業会推奨表

一般社団法人日本釣用品工業会は信頼あるライフジャケットを推奨します。



国土交通省型式承認品  
ライフジャケット



日本小型船舶検査機構性能鑑定適合品  
レジャー用ライフジャケット(固型式)

平成30年2月1日以降、小型船舶の船室外甲板上では、原則、すべての乗船者にライフジャケットを着用させることが船長の義務になります。

ライフジャケット対応表		国土交通省型式承認品 ライフジャケット				日本小型船舶検査機構 性能鑑定適合品 レジャー用ライフジャケット (固型式)			
		Type A	Type D	Type F	Type G	L1	L2	L3	
使用環境	ライフジャケット タイプ								
	航行区域	Type A	Type D	Type F	Type G	L1	L2	L3	
利用 する 船舶	遊漁船(釣り船) プレジャーボート	全ての航行区域	着用義務に 対応						
		限定沿海区域 又は平水を航行	着用義務に 対応	注意④					
	エンジン付き ゴムボート、バスボート アルミボート	限定沿海区域 又は平水を航行	着用義務に対応						
	渡船(磯等渡し)	—	着用義務に対応						
	ミニボート(手漕ぎボート含む) 全長3m未満、 出力1.5kw(2.03馬力)未満	—	着用推奨						
磯 ※1		着用推奨 ※7					着用推奨		
防波堤 ※2		着用推奨					着用推奨		
筏・カセ ※3		着用推奨					着用推奨		
海釣り施設 ※4 (釣り公園・海上釣り堀など)		着用推奨					着用推奨		
サーフ・河口域 ※5		着用推奨					着用推奨		
淡水での岸釣り ※6		着用推奨					着用推奨		

- < 注意 >
- ①船検登録の対象となる小型船舶での船釣りには、レジャー用ライフジャケット(固型式)は使用できません。
  - ②日本小型船舶検査機構 性能鑑定適合品としてのレジャー用ライフジャケット(固型式)は、小型船舶の法定備品として使用できません。
  - ③限定沿海区域とは、港などの平水域から最強速力で二時間以内に往復できる沿海区域内の水域をいいます。
  - ④旅客定員が12名を超えない船舶かつ航行区域が限定沿海区域又は平水域の場合はタイプDも着用義務に対応します。
  - ⑤ライフジャケットの各タイプの詳細は、国土交通省又は日本小型船舶検査機構のHPをご覧ください。

- < 脚注 >
- ※ 1 : 外洋に面した沖磯など、潮流が早く、波の荒い磯場がメインとなる場合は、L1をおすすめします。
  - ※ 2 : 外洋に面した沖堤をメインにする場合は、L1をおすすめします。波の穏やかな港湾内にある堤防等でL3及びTypeGもおすすめします。
  - ※ 3 : 波が高めの場所や危険が伴う可能性がある場合にはL2のご使用をおすすめします。
  - ※ 4 : 波が高めの場所や足場が高く危険が伴う可能性がある場合にはL2のご使用をおすすめします。
  - ※ 5 : 波が高い場所で釣りされる場合にはL2のご使用をおすすめします。
  - ※ 6 : 琵琶湖や霞ヶ浦のような大型淡水域では、L2のご使用をおすすめします。
  - ※ 7 : 磯での釣りには固型式ライフジャケットをおすすめします。

## ライフジャケットを安全にご使用頂くために……

- ・各メーカーの取扱説明書を必ずご覧下さい。
- ・ライフジャケットを着用する際は、ファスナーなどをしっかりと閉めて着用して下さい。締具(胸部や肩ベルト)、股ベルトを有しているライフジャケットは、身体にフィットするように締具を調整し、股ベルトはしっかりと付け着用して下さい。
- ・夏季と冬季では衣服などの厚みにより、着用サイズは変化します。都度調整して下さい。
- ・ご自身の身体にあったライフジャケットをお選び下さい。
- ・浮力表示はポケット等に何も入れていない状態の浮力です。
- ・メタルジグやオモリなどを入れますと浮力性能に影響が出ますのでご注意ください。